

平素は、多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場に対し、落合ごみ焼却場対策協議会、各自治会を始め地元の皆様には、多大のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

お蔭様で二期施設も滞りなく完成いたしまして、業務開始以来これまで順調に運営しております。

多摩ニュータウン環境組合としましては、何よりも人、環境、施設に対する安全の確保・衛生管理の徹底を重視して業務運営をしております。

そのため、

- 人にやさしい安全衛生管理の徹底。
- ISO 14001環境マネジメントシステムの運用による環境にやさしい配慮、環境への負荷軽減の対応。
- 施設における事故の予防と防止策の実施。

を行いその徹底を図っております。

これからも、皆様に親しまれ信頼いただける多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場として期待に応えてまいりますので、引き続きご支援とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

平成16年3月10日

多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場  
管理者 多摩市長 渡辺 幸子

## 多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場の運営

## および事業の取り組みについて

## 「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」

## ○ 多摩清掃工場の運営状況について

## 1. 多摩清掃工場運営状況

多摩清掃工場第二期施設は、平成10年4月に焼却ごみ処理施設が稼働、不燃・粗大ゴミ処理施設、リサイクルセンター施設および管理棟は平成14年4月より稼働いたしました。

現在、収集区域内約9万4千世帯、23万6千人のごみを受け入れておりまして、業務開始以来順調に運営しています。

また、ダイオキシン類濃度の経年測定値は、資料1のとおりです。

## 2. 多摩清掃工場の安全衛生管理

人、環境、施設の安全および衛生管理の徹底。

関係法令の遵守。

事故の予防と防止策の対応。

## 3. ごみ搬入量の推移 (資料2)

ごみ搬入の総量は、平成5年度約7万2千31トン、平成7年度7万7千2百82トン、平成10年度7万9千8百72トン、平成12年度7万4千77トン、平成14年度6万7千8百42トンに減少しています。これは、可燃ごみの減量が著しく、不燃・粗大ごみが増加している状況です。

## 4. ごみの処理コスト

多摩清掃工場における年間のごみ処理にかかる経費は、約13億8千万円です。焼却ごみ1トン当りの処理費は、1万7千円、不燃・粗大ごみでは、2万5千円これにRDF(固形燃料化)を加えると1トン当たり3万9千円にもなっています。

## 5. 開かれた多摩清掃工場

多摩清掃工場の理解のために

情報公開制度の適正な運用、インターネットホームページ、環境組合広報による情報の提供、視察および見学者の積極的な受け入れ対応と市民対象事業の実施など積極的に推進します。

6. サイクルセンターの運営状況 (パンフレット) *多目的室を利活用している。*  
No.2 リサイクルに対する啓発、普及を目的に運営しており各種講座、  
体験コーナー、家具・調度品および自転車の再生などを行っています。  
平成14年度は、開館日数283日、来館者数2万3千455人です。  
平成15年度は、開館日数308日、来館者数2万5千人を見込んで  
います。これからも市民の皆様と共に事業を積極的に進めていきます。

- 多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場の経営方針  
および経営計画について (資料3)

平成15年8月に経営方針および経営計画を定めました。

経営方針は、多摩清掃工場のあるべき姿「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」です。この方針を具体的に進めるため次のとおりの経営計画としました。△施設の安全衛生管理の徹底、△合理的で効率的な経営努力、△開かれた多摩清掃工場の推進です。個別施策10項目、具体的事業22事業からなっています。

- ISO14001環境マネジメントシステムについて (資料4)

環境マネジメントシステムの目的

多摩清掃工場の行う事業活動の環境への影響を組織的に評価し、重大な項目について目標を設定し達成するための仕組みです。内部では、環境管理委員会により、環境への取り組みを推進実施しています。

環境マネジメントシステムの認証取得

平成14年10月から環境マネジメントシステムの運用を開始し、平成15年3月認証の取得をしました。

環境マネジメントシステムの運用

環境への配慮を重視し、大気汚染物質の発生抑制、ごみの減量、環境意識の高揚、省エネルギーなどを重点項目にして対応しています。

- 情報公開条例について

情報公開条例の目的

多摩ニュータウン環境組合の運営に関する情報の公開を総合的に推進し、市民への説明責任を明らかにして公正で開かれた環境組合運営の取り組みを目的にしています。

情報公開条例の施行

平成16年4月1日

- 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定について

二枚橋衛生組合 (小金井市・調布市・府中市で構成)

15年度のごみ搬入状況

1回平成15年6月30日～平成15年7月31日 996.82t

2回平成15年10月13日～平成15年11月17日1420.5t  
No.3 3回平成16年1月12日～平成16年1月30日 394.00t  
合計2811.32tとなりました。

16年度の見込みについて

施設の改修、修繕計画によって、今後依頼があると思いますので協議のあった時点で事前に、ご相談いたしたいと考えています。

- 多摩ニュータウン環境組合及び構成市間におけるごみ処理応援協定の締結について（資料5）

目的 八王子市、町田市、多摩市（多摩ニュータウン環境組合）の構成市間において清掃工場施設の改修整備、その他、の事情により運営に支障が生じた場合、相互にごみ処理の応援することを目的としています。

適用 平成15年10月1日

- 多摩ニュータウン環境組合広報について（広報紙）

平成15年8月19日に多摩ニュータウン環境組合広報の創刊号（第1号）を対象区域の94,000世帯に新聞折り込により配布しました。

- 多摩ニュータウン環境組合後援名義について

ごみ問題、環境問題、リサイクルなどへの市民の関心は高まっております。こうした市民団体などの公益にかなった活動や事業を後援するために名義の使用を平成15年9月より承認することにしました。

- 落合ごみ焼却場対策協議会視察研修について

平成15年10月7日に落合ごみ焼却場対策協議会35名の皆様のご参加をいただき山梨県富士吉田市の、清掃工場施設の視察研修をおこないました。多摩ニュータウン環境組合からも5名の職員が参加しました。

- 大松台小学校児童との交流（唐木田クリーンアップ作戦）

平成15年12月26日に大松台小学校児童（大松台学童クラブ）36名、多摩清掃工場からも12名が参加し、唐木田駅周辺、多摩清掃工場周辺、長坂公園周辺、鶴牧第一緑地周辺のごみ拾い清掃を実施しました。子供達は、楽しかった、もっと街をきれいに、吸殻が多かった等の感想。

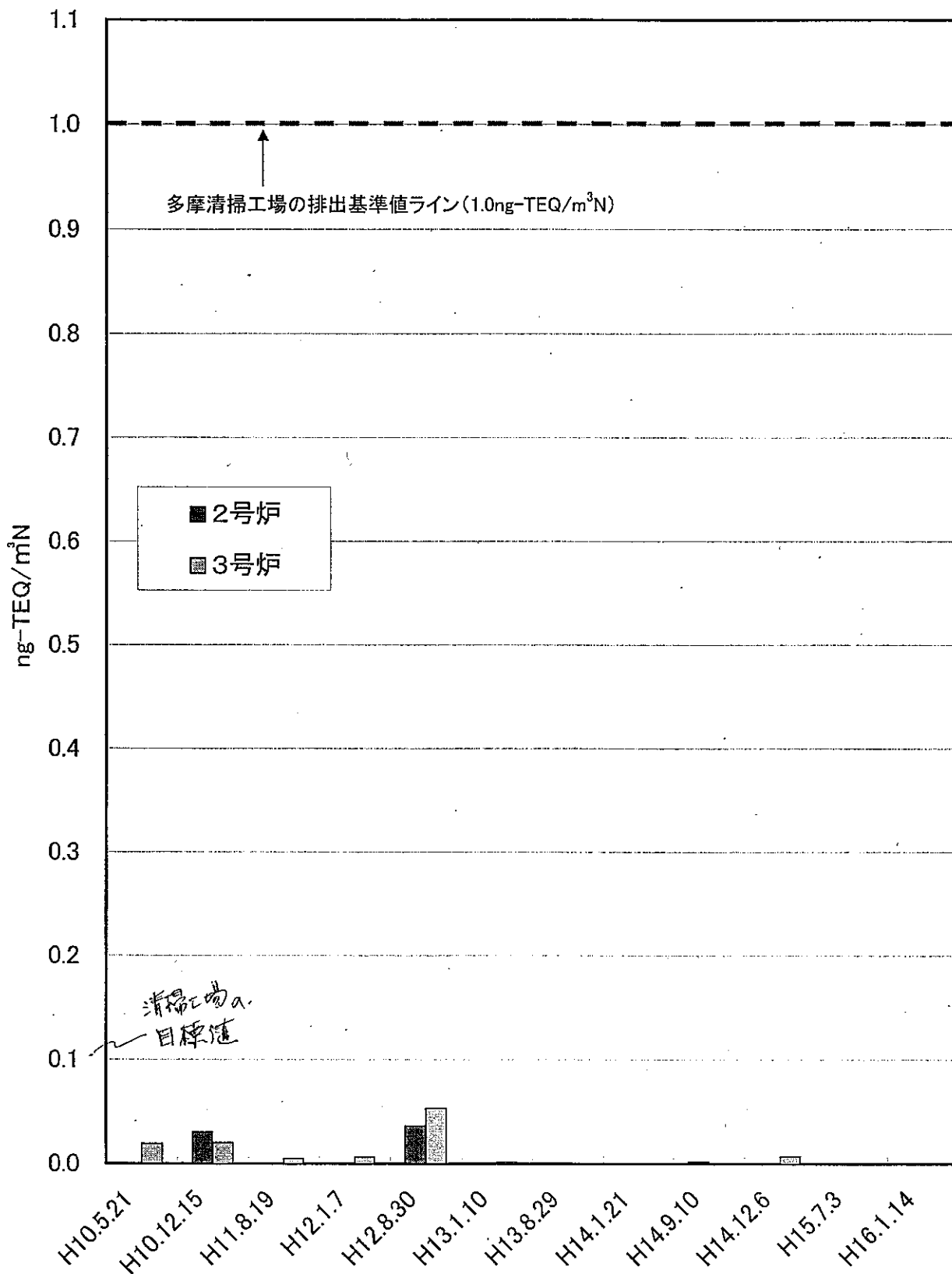
- 旧粗大処理施設解体による跡地整備

本施設は、平成15年3月に解体工事が終了し、平成15年4月から緑化・ストックヤードの舗装工事を行い6月末にすべて完了しました。

- 自衛消防操法大会について（平成15年度）

多摩ニュータウン環境組合自衛消防隊は、多摩市内における病院・福祉施設・事業所・官公庁の部で優勝しました。

排ガス中のダイオキシン類濃度の経年変化



単位:ng-TEQ/m³N

測定年月日	H10.5.21	H10.12.15	H11.8.19	H12.1.7	H12.8.30	H13.1.10	H13.8.29	H14.1.21	H14.9.10	H14.12.6	H15.7.3	H16.1.14
2号炉		0.030	0.00038	0.00072	0.036		0.00021		0.0019			
3号炉	0.019	0.020	0.0047	0.0063	0.053	0.0017		0.00023		0.0069	0.0000031	0.00073

C

C

ごみ搬入量の年度別状況

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
搬入量	72,031.25	75,020.84	77,282.96	76,959.35	77,246.11	79,872.84	78,938.04	74,077.31	69,048.43	67,842.66	63,104
可燃ごみ	60,680.39	62,256.59	64,304.40	63,713.40	64,282.12	66,344.65	66,078.76	61,936.21	58,113.89	56,810.01	53,104
不燃ごみ	8,242.21	10,152.83	10,043.05	10,142.37	10,021.66	10,374.60	10,422.51	10,026.31	8,950.93	9,055.58	9,055.58
粗大ゴミ	2,240.80	1,475.75	1,822.16	1,875.43	1,675.88	1,807.50	1,818.67	2,069.32	1,924.45	1,912.31	1,912.31
資源ごみ	848.32	1,118.09	1,090.00	1,202.95	1,244.36	1,312.08	588.12	0	0	0	0
有害ごみ	19.53	17.58	23.35	25.2	22.09	34.01	29.98	45.47	59.16	64.76	64.76

単位 トン

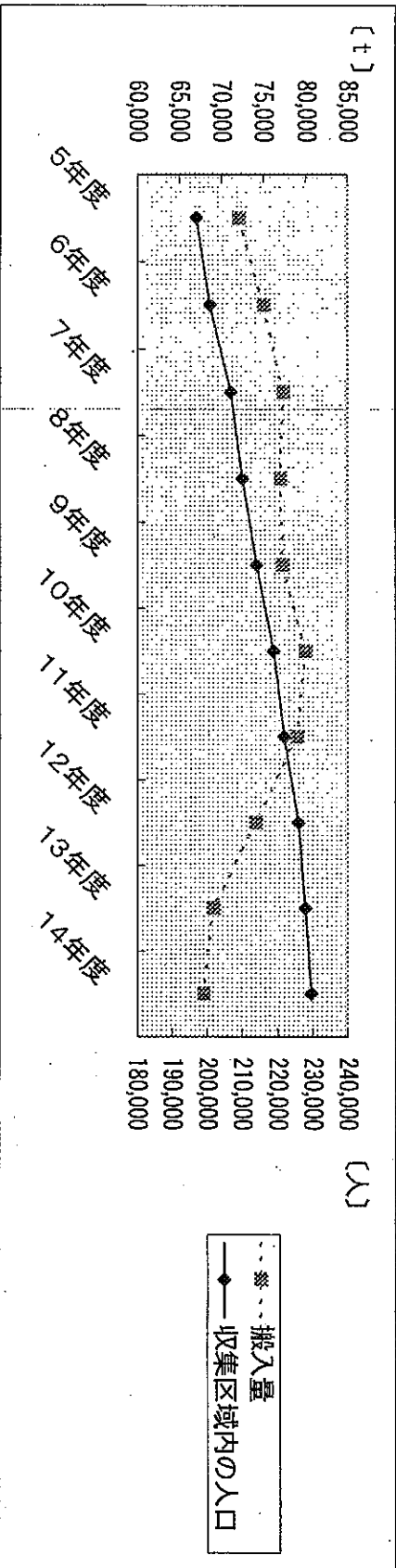
14焼却量  
除去可燃  
含む

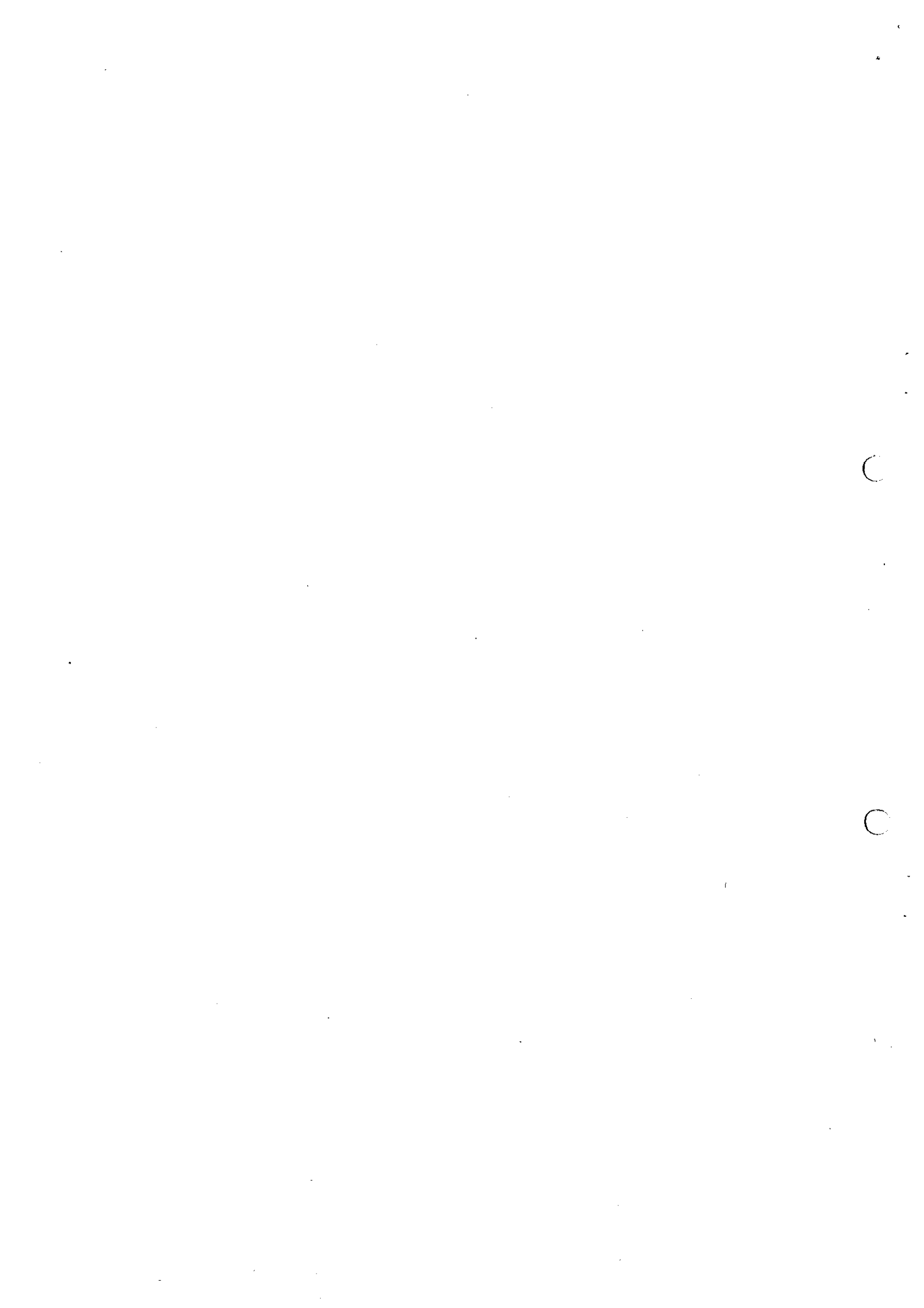
資源化センター h11.10.1開設  
ダストボックス h12.10.1廃止

収集区域内の人口 各年度の4月1日現在 (外国人登録を含む)

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
多摩市	145,788	145,582	145,233	144,543	144,162	144,108	143,034	142,816	142,404	142,077	142,845
八王子市	51,077	55,269	61,565	65,533	69,960	74,784	78,747	83,127	85,451	87,498	87,972
町田市											5,314
合計	196,865	200,851	206,798	210,076	214,122	218,892	221,781	225,943	227,855	229,575	236,131

搬入量と人口の推移







多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場  
の 経 営 方 針 ・ 経 営 計 画

平成15年 9月 2日

多摩ニュータウン環境組合

## はじめに

当組合は、平成6年度から平成14年度にかけて施設建設に重点を置いた経営をしてきたが、建設工事の完了した今、施設の維持管理に重点を置いた管理運営＝経営をしていかなければならない。

一方、構成市にあつては、停滞する経済状況により税収の落ち込みと少子高齢化に伴う社会保障費等の経常経費の増加により、非常に厳しい行財政運営を強いられている。

当組合は、歳入の98%近くを構成市の負担金により運営されているが、構成市が置かれている現状を十分認識して経営にあたらなければならない。

組合経営にあたっては、従来から経費の削減には厳しく対応してきたが、平成16年度からの地方債の償還額が更に増えるという状況におかれることから、計画的な経営を行うため「経営方針」を策定し、その方針を達成するため「経営計画」を立案した。

## I 多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場の経営方針

多摩ニュータウン環境組合は、ごみ処理施設の設置及び運営並びに廃棄物のごみ処理施設から最終処分場までの運搬を共同処理することを目的に設立された。

多摩ニュータウン環境組合が運営する多摩清掃工場は、組合設立の目的を遂行するため、ごみの中間処理施設として、安全面と衛生面に配慮し、なおかつ、合理的で効率的な経営を行うことが重要である。

このため、多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場の経営方針を次のように定め、全職員が一丸となって取り組むものとする。

### 「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」

## II 多摩清掃工場の経営計画

経営方針を達成するための基本的施策と個別施策・事業を経営計画とし、当面、次の3項目を基本的施策とする。

- 1 施設の安全衛生管理
- 2 合理的で効率的な経営
- 3 開かれた清掃工場

基本的施策を具体的に推進するための個別施策・事業は次のとおりとする。

### 1 施設の安全衛生管理

処理区域23万人の市民が排出するごみを滞りなく処理するために、安全で衛生的な環境の維持に努めるものとする。

#### (1) 事故防止と法令遵守の徹底

事故のない安全な施設を維持するため、法令の遵守と職員の安全意識の高揚を図る。

##### ① 施設担当者間の定例的な打合せ会の実施

施設の維持管理等を担当する職員等による打合せ会を定例的に開き、事故の予防と防止等を含めた情報の交換を行う。

##### ② 施設の維持管理上での法令遵守の徹底

安全で快適な施設とするために、法令に準拠した施設の維持管理を徹底する。

③ 職員の労働安全衛生教育の推進

職員の労働安全や施設の事故防止のため、研修等による教育を推進する。

(2) 環境保全の推進

職員の環境保全への自覚を高めるとともに、各種調査を実施し、環境への軽減を図る。

① ISO14001の運用

環境マニュアルを活用し、職員の環境保全への自覚を高める。

② 環境調査の実施と管理

清掃工場が環境に与えている監視のため、各種環境調査を実施し、公害の発生や被害の防止に努める。

(3) 委託業者との緊密な連携の徹底

各委託業者との連携を密にし、事故の予防・防止に努める。

① 運転管理委託業者等との定例的な打合せ会の実施

運転管理委託等、長期間の業務委託をしている業者とは、定例的な打合せをするなど、緊密な連携を図る。

② 設備等委託業者への安全管理の徹底

設備の点検等、短期間で業務を完了する委託業者とは、業務の施行前に安全管理について十分な打合せを行うこと。

2 合理的で効率的な経営

組合運営全般にわたり無駄をなくすため、従来の業務を常に見直し、合理的で効率的な組合の運営に努める。

(1) 経費の節減

常に「ムダ・ムリ・ムラ」に留意し、組合運営経費の削減に努める。

① 節水・節電の徹底

現在実施中の節水・節電対策をさらに徹底する。

② 事務的経費の節減

計画的・効率的な事務執行による残業時間の縮減やコピー用紙の再利用等により、更に事務的経費の削減を図る。

(2) 業務委託内容の評価と見直し

業務委託内容を点検・見直すとともに、競争性と透明性を確保する。

① 業務委託内容の再点検と見直し

委託内容を常に点検し、必要かつ効果的な委託内容とする。

② 契約方式の再点検と見直し

競争性と透明性のある契約方式に改めるとともに、複数年契約について検討し、必要に応じて実施する。

(3) 計画的な施設の維持管理

平成15年7月に策定した長期修繕計画に基づき、計画的・効率的な修繕を行う。

① 長期修繕計画に基づく計画的な施設の維持管理

修繕を計画的に行うことにより、計画的な経営の推進と財源の平準化を図る。

② 長期修繕計画の進行管理と見直し

適切な進行管理によるチェック機能の強化を図り、計画の実効性の確保に努める。

(4) 職員の意識改革

ムダ・ムリ・ムラのない経営を推進するため、職員のコスト意識を醸成するとともに、職員個々の能力の向上を図る。

① コスト意識の醸成

組合運営上のさまざまな経費を分析し職員に提供するなど、効率的な組合運営の主体となる職員のコスト意識を醸成する。

② 情報の共有化

さまざまな情報を職員に提供し、職員間で論議をし、主体的に考え・行動する職員の育成を図る。

③ 職員研修の推進

職員の研修の機会を充実し、職員の更なる質の向上を図る。

3 開かれた清掃工場

ごみ処理の現状を広く市民に周知し、信頼される清掃工場となるように、施設見学者の利便性に配慮した機会の提供と組合運営に関する情報を積極的に公開し、透明な組合運営を推進する。

(1) 見学者の積極的な受け入れ

市民にごみ処理の現状を見学してもらい、ごみの減量化の推進等ごみ行政全般への啓発を図る。

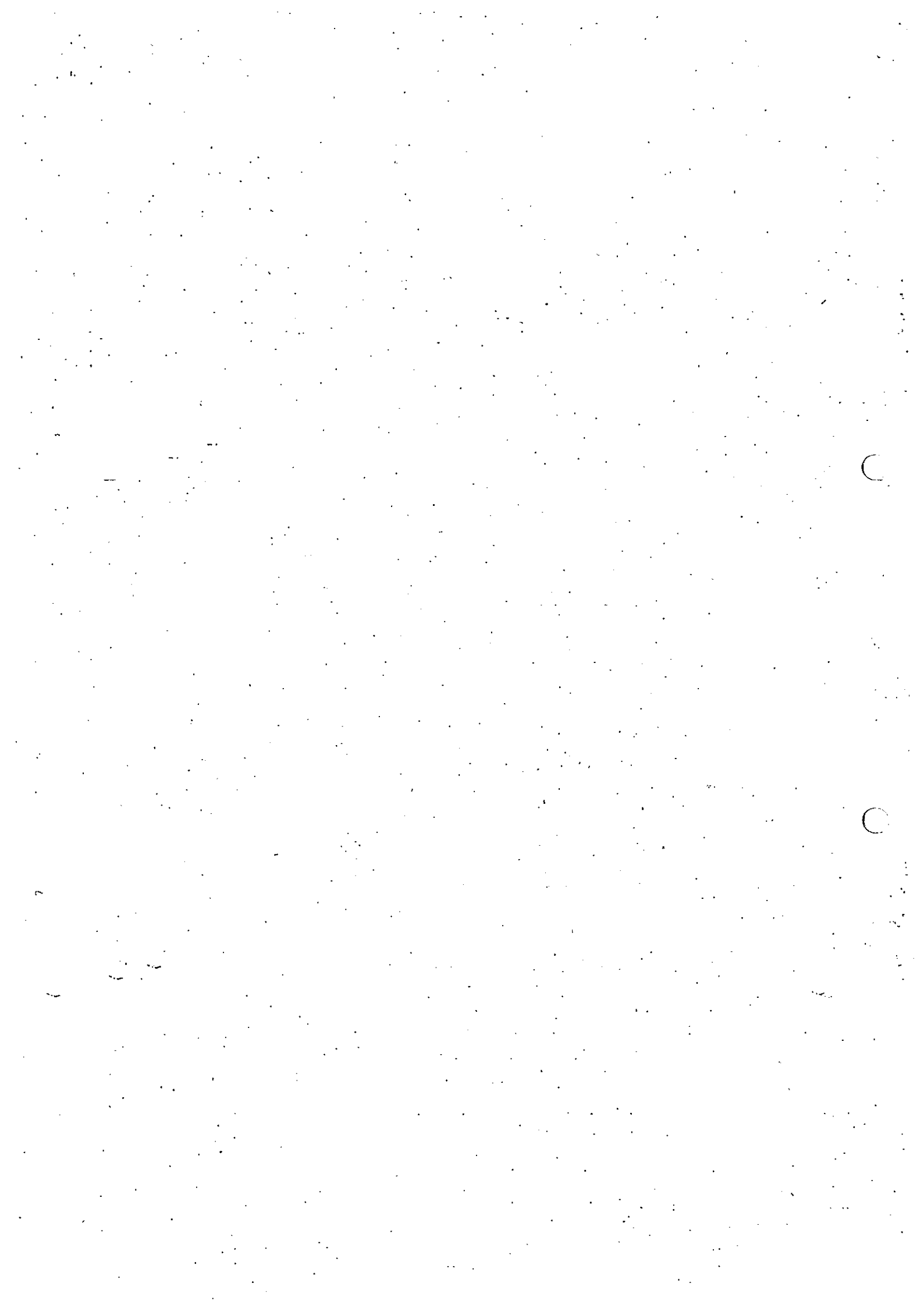
① 施設見学者の積極的な受け入れ

児童の社会科見学をはじめ、市民からの見学希望に積極的に対応する。

- ② 日曜日・夏休み等の工場見学会の充実  
施設見学希望者の利便性を図るため、日曜日等の施設見学の充実について検討する。
- (2) 情報の公開  
組合が保有する各種の情報について、積極的に公開する。
  - ① ホームページによる各種情報の提供  
情報公開の主力として、ホームページの内容を充実し、組合の情報を積極的に公開する。
  - ② 広報紙による各種情報の提供  
ホームページの補完的な役割とし、組合の情報を提供し、年複数回の発行についても検討する。
- (3) リサイクルの啓発  
市民のごみ減量化・資源化のため、リサイクルの啓発を積極的に推進する。
  - ① リサイクルセンターでの各種事業の推進  
リサイクルセンターで再生品の販売や各種事業を推進し、市民のごみの減量化・資源化を図る。
  - ② リサイクル関係情報の提供  
リサイクルセンターのホームページ等を活用し、市民のリサイクル活動を推進するため、各種の情報を発信・収集する。

経営方針		経営計画		
重点項目	経営計画	具体的な対策		
1 施設の安全衛生管理	(1) 事故防止と法令遵守の徹底	① 施設担当者間の定例的な打合せ会の開催		
		② 施設の維持管理上での法令遵守の徹底		
		③ 職員の労働安全衛生教育の推進		
	(2) 環境保全の推進	① ISO14001の運用		
		② 環境調査の実施と管理		
	(3) 委託業者との緊密な連携の徹底	① 運転管理委託業者等との定例的な打合せ会の実施		
		② 設備等委託業者への安全管理の徹底		
	2 合理的で効率的な経営	(1) 経費の節減	① 節電・節水の徹底	
			② 事務的経費の節減	
		(2) 業務委託内容の評価と見直し	① 業務委託内容の再点検と見直し	
		② 契約方式の再点検と見直し		
3 開かれた清掃工場	(1) 見学者の積極的な受け入れ	① 長期修繕計画に基づく計画的な施設の維持管理		
		② 長期修繕計画の進行管理と見直し		
	(2) 情報の公開	① コスト意識の醸成		
		② 情報の共有化		
(3) リサイクルの啓発	③ 職員研修の推進			
	① 施設見学者の積極的な受け入れ			
	② 日曜日・夏休み等の工場見学会の充実			
		① ホームページによる各種情報の提供		
		② 広報紙による各種情報の提供		
		① リサイクルセンターでの各種事業の推進		
		② リサイクル関係情報の提供		

環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場





# 多摩ニュータウン環境組合 ISO14001の認証を取得しました



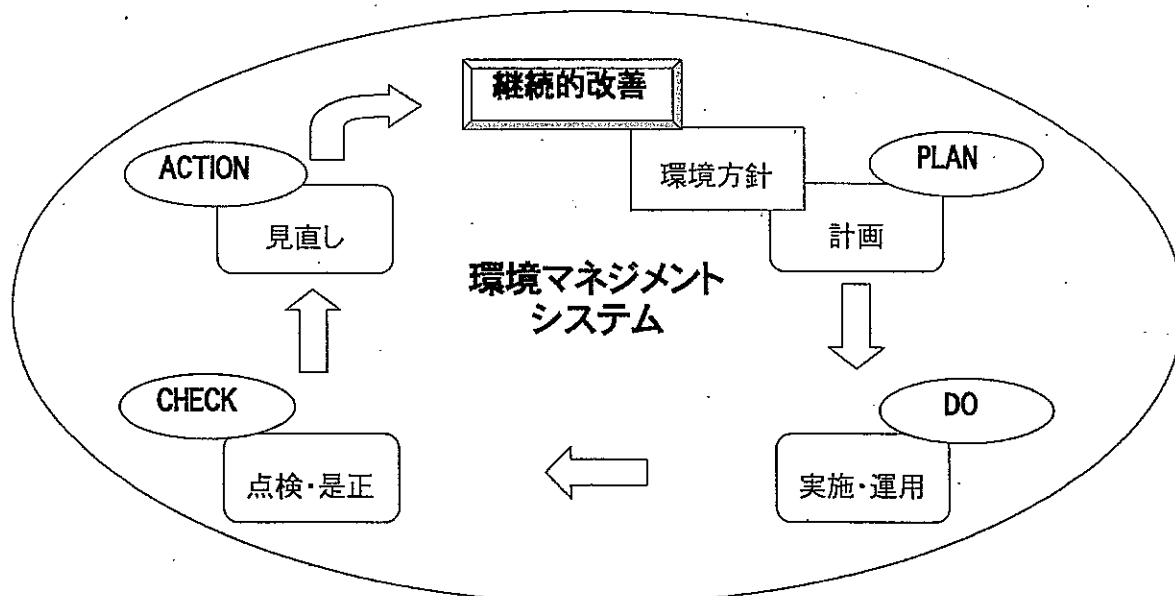
多摩ニュータウン環境組合(多摩清掃工場)では、「地球にやさしい循環型社会」実現のため環境方針(裏面)を策定し、平成15年3月に多摩地域の清掃工場として初めて環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。

今後、環境管理システムの効率的な運用と継続的改善を実行し、職員及び委託業者が一丸となって、環境にやさしい開かれた清掃工場を目指していきます。

## 【ISO14001とは】

ISO(the International Organization for Standardization)とは、スイス・ジュネーブに本部を置く「国際標準化機構」で、製品やサービスなどの国際的な規格や標準化を目的として設立されました。写真のフィルムの感度や、ネジの規格などは、よく知られています。

ISO14001は、企業や自治体などの組織がさまざまな活動を行うときに、環境に与える影響をできるだけ少なくするために継続的に改善していく仕組み(マネジメントシステム)を国際的に標準化した規格です。



多摩ニュータウン環境組合(八王子市・町田市・多摩市)

〒206-0035 東京都多摩市唐木田二丁目1番地1

TEL: 042(374)6331 FAX: 042(337)5061

# 多摩ニュータウン環境組合（多摩清掃工場）

## 環境マネジメントシステム

### 基本理念

社会経済の発展や生活様式の多様化、高度化に伴って、私たちの暮らしから排出されるごみは質・量ともに著しく変化しております。

このため、私たちの住む「地球にやさしい循環型社会」を目指し、環境への負荷の少ない資源循環型社会システムを構築することが大きな課題となっております。そのためには、住民、企業、行政のパートナーシップのもとに生産、流通、消費のあらゆる段階でごみの減量化やリサイクルに努めるなど各々がその役割を的確に果たしていく必要があります。

当工場は、地域から排出されたごみを適正に処理するとともに焼却により生じたエネルギーを有効に活用し、環境にやさしい清掃工場として、環境への影響（負荷）に対してその防止と除去に最大の考慮を払います。

さらに廃棄された粗大ごみの中から家具や自転車等再使用できるものをできるだけ選別、整備し、住民の元へ戻すことにより、余計なものを作らない、買わない、ごみを増やさない工夫に努力していきます。

また、開かれた清掃工場として、環境学習の場や環境関連情報の提供などを行い、より良好な地球環境が実現されるよう地域社会と連携してまいります。

### 環境方針

多摩清掃工場は、この基本理念に基づき、資源循環型社会の実現とかけがえのない地球環境の将来にわたる保全に寄与することができるよう、全職員をあげて次のことに取り組んでいくことを宣言します。

- 1 当工場の運営に関わる環境関連法令等を遵守します。
- 2 環境への負荷の軽減を図るため環境目的及び目標を設定し、実効ある対策を推進するとともに定期的に見直しを行い、継続的改善及び汚染の予防に努めます。
- 3 地域におけるごみの減量・リサイクルの活動を支援するとともに操業に当たっては省資源・省エネルギー施策を推進します。
- 4 本方針を環境管理システムにより実施し、その達成のために行動するとともに、定期的に見直しを行っていきます。
- 5 工場の施設の開放を通じて、児童・生徒等の環境学習など環境意識の高揚を図る施策を地域社会と連携して推進します。
- 6 この方針を当工場全職員に周知徹底するとともに一般に公表します。

2002年7月12日

多摩ニュータウン環境組合  
管理者 渡辺 幸子

多摩ニュータウン環境組合及び同組合の構成市間における可燃ごみ  
処理応援体制実施協定書

(目的)

第1条 この協定は、多摩ニュータウン環境組合（以下「組合」という。）及び八王子市、町田市並びに多摩市（以下「構成市」という。）の可燃ごみ処理（以下「ごみ処理」という。）に応援が必要な事態が発生した場合、市民生活への影響を最小限にするため、ごみ処理の相互応援を行うことを目的とする。

(応援が必要な事態)

第2条 前条に規定する応援に必要な事態とは、次のとおりとする。

- (1) 組合又は構成市のごみ処理施設等が、予測できない事態に陥り、適正なごみ処理に支障が生じ、もしくはそのおそれがある場合
- (2) 組合又は構成市のごみ処理施設等が、あらかじめ計画された定期点検・改修のため、その運転を停止し、適正なごみ処理に支障が生じる見込みのある場合

2 本協定による応援の期間は、概ね3ヶ月を限度とする。

(応援の要請)

第3条 ごみ処理応援を要請するものは、次の書類を添えて事前に調整するものとする。

- ① 搬入期間
- ② 搬入量
- ③ 搬入経路
- ④ その他、応援するものが必要とする書類

(応援の方法)

第4条 組合又は構成市は、特別の事情がない限り、その要請に応えるものとする。

2 組合又は構成市が応援をすることを決定した場合、速やかに他の構成市等に報告するものとする。

(契約の締結)

第5条 本協定に基づくごみ処理応援を行う場合は、当事者間で委託契約を締結するものとする。

2 前項の委託契約による委託者の費用負担は次のとおりとし、これ以外の費用は受託者の負担とする。

- ① 焼却に要する燃料費及び薬剤費として別表に定める額
- ② 焼却灰を東京都三多摩地域廃棄物広域処分場（以下「最終処分場」という。）まで搬送する費用
- ③ 焼却灰を最終処分場に搬入することにより生ずる負担金

3 組合が受託者となった場合、本協定により委託者が搬入したごみの量は、予算積算及び精算時の重量負担分に含めないものとする。

(実績の報告)

第6条 ごみ処理応援実施後、委託者は受託者に応援実績報告書を提出するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに組合又は構成市からなんらかの申し出がないときは、この協定書の有効期間はさらに1年間延長されたものとし、以後この例による。

(構成市の責務)

第8条 構成市は、応援体制を円滑に実施するため、長期的視点に立ち、相互応援の精神を持ち、分別収集の徹底及び統一化を図り、可燃ごみ・不燃ごみ粗大ごみの区分はもとより、資源化・有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めるものとする。

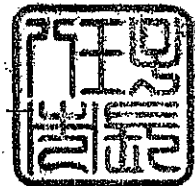
(疑義の決定等)

第9条 この協定書の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、組合及び構成市が協議して決定するものとする。

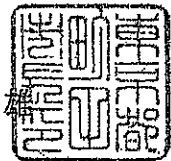
この協定の成立の証として、本書4通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各1通保有するものとする。

平成15年10月1日

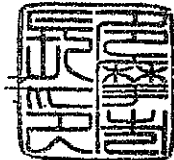
東京都八王子市長 黒 須 隆



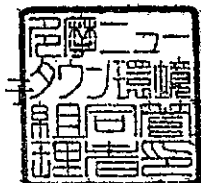
東京都町田市市長 寺 田 和



東京都多摩市長 渡 辺 幸



多摩ニュータウン環境組合  
管理者 渡 辺 幸



別 表 (第5条関係)

説 明	単 価	備 考
光熱水費及び薬剤 費相当分	1000円	可燃ごみ1トン当たり

C

C



平成14年度 多摩市総合福祉センター受託事業実績(福祉サービス課高齢者・障害者支援係)

利用区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計	月平均
総合福祉センター開館日数	24	23	24	25	26	22	25	23	22	22	22	24	282	24
受託事業実施日数	25	26	25	27	27	23	26	25	22	23	24	26	299	25
総合福祉センター利用一回平均	293	302	319	318	239	310	318	326	284	304	351	306		306
受託事業一回平均	282	268	328	295	232	320	319	301	285	292	322	283		294
老人福祉センター	5,968	5,912	6,540	6,593	5,257	5,900	6,805	6,519	5,337	5,727	5,728	5,819	72,105	6,009
A一般入浴	2,971	2,715	2,743	2,959	3,011	2,676	2,973	2,828	2,449	2,616	2,807	2,872	33,620	2,802
男性	1,515	1,370	1,359	1,488	1,515	1,338	1,488	1,413	1,248	1,342	1,423	1,430	16,929	1,411
女性	1,456	1,345	1,384	1,471	1,496	1,338	1,485	1,415	1,201	1,274	1,384	1,442	16,691	1,391
B寿大学		348	708	530	14	378	896	885	404	493	398	150	5,204	473
C健康推進事業	134	309	319	388	167	298	315	230	280	269	265	212	3,186	266
Dその他事業	23	27	30	34		15	15	26	19	18	22	21	250	23
E同好会活動	2,354	2,064	2,391	2,268	1,747	2,199	2,288	2,219	1,918	2,005	1,930	2,245	25,628	2,136
F老人クラブ	244	232	118	151	104	104	107	155	132	135	138	121	1,741	145
Gその他	242	217	231	263	214	230	211	176	135	191	168	198	2,476	206
障害者福祉センター	321	316	378	406	312	339	405	347	291	295	271	323	4,004	334
A主催事業	3	11	41	26	20	31	37	41	21	30	14	11	286	24
B水浴関連事業	128	128	157	174	140	150	177	130	141	147	135	150	1,757	146
C同好会活動	190	177	180	181	152	158	178	164	129	118	122	162	1,911	159
Dその他				25				13	12				50	17
通所介護事業	449	455	457	440	423	367	479	399	389	440	480	539	5,317	443
A通所介護	342	340	336	318	306	270	341	290	263	294	316	372	3,788	316
B特浴(機械浴)	54	58	62	65	55	36	50	28	35	45	50	57	595	50
C介助入浴	53	57	59	57	62	61	88	81	91	101	114	110	934	78
在宅障害者デイサービス	35	30	30	30	31	26	36	38	29	29	27	26	367	31
Aデイサービス	28	26	26	26	26	23	32	33	25	25	23	23	316	26
B機械浴	7	4	4	4	5	3	4	5	4	4	4	3	51	4
Cその他													0	
訪問入浴サービス	24	21	17	18	25	21	24	21	21	21	21	24	258	22
通所入浴サービス	9	10	12	12	9	15	12	11	11	10	10	9	130	11
福祉機器展示コーナー	245	224	227	447	194	178	210	192	149	166	161	221	2,614	218
その他		2	1	11					41	30	1,034	407	1,526	218
その他(センター外実施分)			541			837	326						1,704	568
総合福祉センター利用者合計	7,027	6,949	7,645	7,939	6,226	6,825	7,947	7,506	6,247	6,697	7,711	7,344	86,063	7,172
受託事業実績合計	7,051	6,970	8,203	7,957	6,251	7,683	8,297	7,527	6,268	6,718	7,732	7,368	88,025	7,335

※老人福祉センターの「Iその他」は、ピリヤードなど

※訪問入浴・その他(センター外実施分)は総合福祉センター外で実施しているため、総合福祉センター利用者合計・一回平均には含まない。

※「その他」内訳…5,6月:福祉なんでも相談利用者、7月:寿文化祭参加団体説明会、12月:利用者懇談会

1月:春の発表会参加団体説明会、2・3月:春の発表会(準備も含む)

※「その他(センター外実施分)」内訳…6月:シルバースポーツ大会 9月:寿文化祭

※通所介護事業(要介護状況)(登録合計61名・平成15年3月末現在)

要支援=5名、要介護1=16名、要介護2=21名、要介護3=11名、要介護4=8名、要介護5=0名